

京都市消防局訓令甲第4号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都消防ヘリポート管理規程の一部を次のように改正する。

平成27年9月30日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第7条第1項第2号中「場合」の右に「その他の場合」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

(消防局警防部消防救助課)